

第22回袖ヶ浦市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成26年11月21日(金)午後3時00分

2 開催場所 袖ヶ浦市役所旧館3階大会議室

3 定数及び出席委員数 定員27名 現員26名

4 出席委員 24名

1番 山口 忠雄	2番 関 憲夫	3番 高浦 芳一
4番 篠原 覚	5番 柳井 進	6番 渡邊 久芝
7番 渡邊 邦男	8番 積田 雅美	9番 佐久間 政男
10番 多田 總一郎	11番 山下 和彦	12番 宮嶋 十郎
13番 中川 喜一郎	15番 佐久間 正夫	16番 奥野 政義
17番 峯下 健次	19番 佐久間 保夫	20番 地引 正和
21番 御園 豊	22番 葛田 吉弥	24番 渡邊 喜一
25番 笹生 猛	26番 藤井 幸光	27番 佐久間 清

5 欠席委員 2名

14番 板倉 保	18番 川名 康夫
----------	-----------

6 出席事務局職員 3名

佐久間事務局長	森副参事	鈴木主幹
---------	------	------

開 会

平成26年11月21日午後3時04分 開会

- 議長（中川喜一郎君） ただいまより第22回農業委員会総会を開催いたします。
- ただいまの出席委員は、26名中24名出席でございますので、会議は成立しております。
- 次に、欠席委員の報告を申し上げます。14番、板倉保委員、18番、川名康夫委員。

議事録署名委員の指名

- 議長（中川喜一郎君） 次に、日程第1、議事録署名人の指名を行います。
- 24番、渡邊喜一委員、25番、笹生猛委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

- 議長（中川喜一郎君） 日程第2、これより議案の審査を行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第1号の1について事務局の説明を求めます。

鈴木君。

- 事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。

それでは、議案1ページをごらんください。本件は、平成26年10月24日付で提出がありました。申請内容につきましては、譲渡人は体調不良となり労働力不足のため、生活資金の調達も必要になったことから売却したいとのことです。譲受人は、道路に面しており、通作するのに便利であることから申し出を受けるとのことです。

総会資料1ページの位置図をごらんください。場所は、代宿字上笠上谷です。現地を確認いたしましたところ、現地は畑で、一部耕作されており、草刈り等管理されておりました。

総会資料2ページに所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準であります全部効率利用要件につきましては、耕作していない土地はありますが、道路がなく出入りができない土地や通路として使用して管理している土地とのことです。

農機具については、トラクター、耕うん機、田植機、農用車を所有しており、もみすり、乾燥は委託しているとのことです。

農作業常時従事要件につきましては、世帯で360日とのことです。

下限耕作面積要件につきましては、50アール要件を満たしております。

権利取得後は野菜を作付し、地域の農地の利用調整に協力するとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- 議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告

となります。

私の担当地区の案件となりますので、この場より説明をさせていただきます。

昨日 9 時半より、今鈴木さんが説明しました代宿地先の現場にて、買い取り手のほうの関係の奥野委員と私、そして買い手側の親族の 様、そして 事務所の方と確認を実施いたしました。まず、売る側の 氏につきましては、もとより の職員で現在に至っております。まだ囑託でございますが、父は44歳のときに急死いたしました。その後、母も5年前に亡くなって、今は本人と奥さん、それと娘、孫、そういう家族になっております。両親も農業は余り積極的にやっていたわけですが、この土地につきましては長年、今発表されましたこの土地の隣の人に長く耕作をやってもらっていた経緯があります。先ほど鈴木君が申しましたように さん本人は体力的に営農ができないということで、このたび買っていただくことに相なりました。よろしく願い申し上げます。

続きまして、買い手側の関係で奥野さんに、何かコメントありましたらお願いします。

○16番（奥野政義君） 16番、奥野です。

今中川委員さんのおっしゃったとおりでございます。管理されていた方が作付したと思われるハウレンソウ、里芋等が栽培されておりました。また、譲受人の さんは82歳という高齢ではありますが、かくしゃくとしており元気でありまして、私の自宅の近くにも さんの土地があるのですが、きれいに管理をされております。そういうことから、これを見てもわかりますようにお子さんも仕事の合間に手伝っているというようなことですので、これからもきちんと管理されるものではないかというふうに思っております。よろしく願いをいたします。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の1について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の1については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の2について事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。それでは、議案第1号の整理番号2についてご説明申し上げます。議案1ページをごらんください。

本件は、平成26年11月4日付で提出がありました。申請内容につきましては、譲渡人は相続により取得した農地でしたが、農業に従事しておらず、耕作できないとのことから売却したいとのことでした。

譲受人は、自作地に近い農地であり、耕作に便利であることから申し出を受けるとのことです。

総会資料3ページの位置図をごらんください。場所は久保田字須田連、現地を確認いたしましたところ、現地は田で休耕地となっており、草刈り等を依頼いたしました。

総会資料4ページに所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準であります全部効率利用要件につきましては、耕作していない土地はありますが、道路がなく通作できない土地や従前から山林となっている土地とのことでした。

農機具については、所有する農地を耕作するのに必要な機械はそろっているものと思われます。

農作業常時従事要件につきましては、世帯で488日とのことでした。

下限耕作面積要件につきましては、50アール要件を満たしております。

自作地に近い農地であり、今後も水稻を作付し、地域の農地の利用調整に協力し、水利調整に参加し、取り決めを守っていくとのことでした。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

11番、山下和彦委員。

○11番（山下和彦君） 11番、山下です。現地調査の結果をご報告いたします。

11月16日午後4時、譲受人の さんから説明を受け、現地を確認いたしました。現地は昨年1年間耕作をしていなかったため草が繁茂しておりましたが、機械を入れれば耕作できる状態になると思われました。譲り渡し人の さんは、相続によって農地を所有しましたが、耕作することなく知人に貸して、知人が昨年まで耕作をしていました。今回この農地を処分するに当たり貸してあった知人に話をしましたら、現地は狭いということで知人は断ったそうです。そこで隣接する農地を所有する さんをお願いをして話がまとまったと聞いております。

今後の活用方法ですが、草刈り等を行い、時間をかけて耕作できる状態にしたいとのことでした。

以上で報告を終了します。よろしくご審議のほどをお願いします。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の2について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の2については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の3について事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。

議案2ページをごらんください。本件は平成26年10月24日付で提出がありました。申請内容につきましては、飯富在住の方が同一世帯内で贈与を行いたいとするもので、土地の所在、権利関係は議案記載のとおりでございます。

権利者の営農状況につきましては議案資料6ページに添付してございますので、説明は省略させていただきます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 本案件につきましては同一世帯内での贈与の申請ですので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告は省略いたしまして、質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の3について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の3については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の4について事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。

それでは、議案2ページをごらんください。本件は平成26年11月5日付で提出がありました。申請内容につきましては、譲渡人は体調がすぐれず、農業に従事する負担を軽減したいとのことから売却したいとのことです。

譲受人は、百目木地区内に農地を所有しており、経営の充実と拡大のため申し出を受けるとのことです。

総会資料7ページの位置図をごらんください。場所は百目木字井ノ上です。現地を確認いたしましたところ、現地は田で耕作されておりました。

総会資料8ページに所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準であります全部効率利用要件につきましては、耕作していない土地はありません。農機具についてはトラクター、田植え機、コンバイン、農用車を所有しており、もみすり、乾燥は委託しているとのことです。農作業常時従事要件につきましては、世帯で220日とのことです。下限耕作面積要件につきましては50アール要件を満たしております。権利取得後はこれまでどおり水稻を作付し、地域の農地の利用調整に協力するとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

2番、関憲夫委員。

○2番（関 憲夫君） 2番、関です。説明します。

譲渡人の さんですが、持病があり、無理のきかない状況のため所有地の売却と借地の返還を、体のぐあいを勘案しながら進めていきたいと思っているそうです。また、譲受人の さんは、熱心に農業をしておりますので、私としては問題はないと思います。

審議よろしくお願いをいたします。

○議長（中川喜一郎君） 次に、権利者住所地農業委員として意見を求めます。

19番、佐久間保夫委員。

○19番（佐久間保夫君） 19番、佐久間です。

譲受人の さんですけれども、今ご夫婦で田んぼを耕作しています。先ほど事務局が申し上げましたようにもみすり、乾燥は委託、あとの農機具は所有しております。百目木のほうにもほかに耕作しておって、たまたま譲り渡し人との協議の結果このようになりました。

慎重審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の4について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の4については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の5についてを議題といたしますが、議案第1号の5及び議案第2号の1については関連がありますので一括して事務局の説明を求めます。

森君。

○事務局（森 博君） それでは、議案第1号、整理番号5及び議案第2号、整理番号1についてご説明いたします。

議案3ページに議案第1号、整理番号5、議案4ページに議案第2号、整理番号1を掲載しております。

本件は、市内の法人が市内在住の所有者から申請地を賃貸借にて借り受けし、1筆で1,104平方メートルの農地に営農型の太陽光発電施設を建設しようとする案件であります。転用する部分については、支柱部分と送電のための電柱の部分の一時転用であり、転用しようとする面積は2.62平方メートルであります。農地の上空を占有することから、農地転用の申請とあわせて農地法第3条の申請がなされており、農地法第3条で区分地上権の設定の許可を、農地法第5条で農地転用の許可をあわせて得た後に、事業化を可能にするものです。

土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。

なお、本件については平成26年11月5日に申請書の提出がなされております。

今回の太陽光発電施設用地への農地転用については、本市で初となる営農型の形態であることから、少し説明が長くなりますが、おつき合いいただきたいと思います。

営農型発電設備の下の農地で、農地法第3条の許可が必要となる理由としては、発電設備設置者が営農者から区分地上権または賃貸借権の設定を受けて発電設備を設置する場合、農地に権利を設定することとなるため、農地法第3条の許可が必要となります。この3条と5条が両方とも必要になるよということにつきましては、きょうお配りしましたこのQアンドAの34ページに農林水産省経営局農地政策課長からの通知がございまして、ここで3条と5条あわせての申請となるということが書いてございます。

総会資料のほうをごらんいただきたいと思います。総会資料の9ページの位置図をごらんください。申請地は平岡小学校の南東約250メートルに位置しまして、現道であります千葉鴨川線の道路と新設計画のあります千葉鴨川線の道路予定地に挟まれた位置にありまして、これらにより分断すると見られることから第2種農地と判断されます。なお、今回の案件については、一時転用の許可申請であることから、農地転用の許可に当たっては、農地性によらず、その位置等から見て農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地などの農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じないことが判断の基準となります。具体的には、営農型発電設備を計画する位置が集団農地の中央部に位置する場合、将来的に担い手に集積されるべき農地の場合、機械化体系による大規模農業の実現を目的に大区画圃場整備事業が実施された農地の場合、近々に基盤整備事業を実施する予定である農地の場合などには周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じさせるおそれがあると判断できるとされておりますが、本件土地についてはこれらには該当しないため、許可できる得るものであらうと思われます。

土地利用については、総会資料10ページのとおりであります。この計画によりまして192枚のパネルの設置が計画されています。設置されるパネルの下にも作付を予定しております。農地での作付については、農地所有者が引き続き行い、譲受人については農地所有者に賃料を支払い、上空を借りて発電して買電しようとするものであります。

パネルが設置される下の農地の部分についてはミョウガを、またパネルの設置により陰になる農地の部分にはアスパラガスを、パネルの影響を受けない農地には従来どおり落花生を作付する予定であります。

営農型の太陽光発電施設の下での農地での耕作については、地域の平均的な収量と比較して2割以上減収をするおそれがないことが許可の条件とされており、今回の計画では陰になる部分で、陰での耕作に適した作物を作付するとのことで、2割以上の減少はないことが見込まれての計画となっております。

耕うんの方法については次のとおりとなっております。土地利用計画図の南側の落花生を作付する部分についてはトラクターを用いて、それよりも北側の部分については、パネルの下を歩いていく関係上、管理機を用いての耕うんが計画されております。

総会資料11ページにパネル設置の立面図を添付しております。低いところでも地上高は2メートル確保されており、管理機であれば高さの部分では通行には支障ないものと思われます。また、幅についても支柱と支柱の間隔は3メートル弱であり、この幅であれば管理機の通行には支障ないものと思われます。

設置されるパネル、架台に関しては、JIS規格によることとされており、架台の地中への埋め込む長さについては、図面で見いただきますと2.35メートル、その下に40センチとありますけれども、一般的に設置されるカーポートの柱よりも深く計画されるというふうになっております。

今回の案件については、譲り渡し人と譲受人の法人の代表は親族であるとのことで、両者の合意が得られ、この事業が計画されたものであります。

今回の計画では、汚水雑排水は発生せず、雨水については浸透により処理する計画となっております。

総会資料12ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

6番、渡邊久芝委員。

○6番（渡邊久芝君） 6番、渡邊です。

11月の15日の日に地権者の さんと会い、今までのいきさつ等をお聞きしました。 さんは、農業をやりながら さんのほうに20年以上勤めており、 さんの姉さんが のほうにお嫁さんに行っておるということで、先ほど来事務局が言ったとおりご親戚の関係です。そして、2年前 さんのほうからこの話があり、どうなのだろうかというふうなことの話があったのですが、この話の関係で、どうせやるのであれば308平米ではなくて、1,100平米全部やってもらいたいというふうな要望をしたところ、 さんのほうは予算がないためにこれしかできませんというふうな説明だったそうです。そしてまた、これだけの面積であれば今までどおり農作物をつくりたいから、そういう面に関しては 設計さんのほうと入念に検討してほしいというふうなことでした。

そして、11月の17日なのですけれども、現地のほうに朝9時に さんの社長の さん、設計事務所の 社長と女性の方、それと私、4人で現地を確認しました。現地のほうは、先ほど来事務局が言ったとおり畑でございます。きれいに耕作をされておりました。また、太陽光のパネルのほうなのですけれども、今事務局が言ったとおりパネルの下のほうはミョウガ、そしてまた空き地のほうにはアスパラ、そして広いところには今までどおり落花生を栽培するというふうな説明を受けました。また、 さんのほうからは両サイドの地権者の承諾は得ておりますというふうな説明も受けました。

そして、委員のほうからこの道は結構耕うん機やトラクター等が頻繁に通るので、その辺はどう考えておりますかというふうな質問に関しては、空き地があるものですからそちらのほうに機材等は一時仮置きして、もし認めてもらえるのであれば順次設置をしたいというふうな意見も聞きました。

そしてまた、安全上の問題があるもので、フェンスのほうはどうなのですかというふうなことをお聞きしたのですけれども、下にミョウガとアスパラ等を耕作するもので、フェンスのほうはやりませんと。そしてまた、キュービクルのほうの設置がこの図面にはないもので、その辺はどうなっているのですかとお聞きしたところ、500ポルト以下であればキュービクルを設置する必要はないというふ

うな説明も受けました。なので、畑の隅のほうに電柱を1本立てまして、そこから発電した電流を既存の電線のほうに流すというふうな説明を伺いました。

そして、契約は20年契約ということになっておるのですけれども、20年過ぎたらそのまま、はい、さようならですかというふうなことでお聞きしたところ、身内なもので、契約書の中にも責任持って撤去しますというふうな契約もしてありますから、その辺は会社で責任持って撤去しますというふうな社長のほうのことでした。

場所は、先ほど来事務局が言ったとおり平岡小学校のグラウンドの東側から50メートルぐらい南に行ったところの畑でございます。そして、というのすぐ下の畑でございます。

以上です。皆さん方のご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

○24番（渡邊喜一君） 24番の渡邊ですけれども、今説明を受けたのですけれども、許可条件として標準の収量より2割以上減少させないということを説明していましたが、それは誰が確認して、その標準収量というのはどこにそれあるかどうか、それ説明してください。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、森君。

○事務局（森 博君） 収量の報告については、今ほどお配りしたQアンドAの11ページの9の32にあるのですけれども、報告の時期については、2月末にするということになっております。一般的な収量と比べて2割云々につきましては、これも7ページですが、地域の平均的な反収と比較してということになってございます。ただ、ここではこのような形で書かれておるのですけれども、この話を申請人、代理人とやりとりした中で、ミョウガというのはもともと陰で育つものなのです。だから太陽光のパネルが上に乗ったからといって、それで2割の減でという計算はなかなか難しいですねというふうな話はやりとりをしておるところです。実際のところ。何も上に乗っていないとつくれる作物があって、それにパネルが上に乗ったがために日陰になって2割という話だったならば、確かに理解もしやすいのですけれども、もともと上に何もなくて育ちにくい作物を設定されておりますので、そこで2割の減という範囲内でというところの収量の比較というのは非常に難しいなというふうには思っておりますけれども、制度的に2割減以内におさめなさいよというところがうたわれておりますので、そのような形での検証は必要になる。ただ、これにつきましてはもちろん報告を毎年していただきますので、そこで検証をしながら、ご本人も作付の状態が悪ければ、今はミョウガとアスパラですよというふうにおっしゃっていますけれども、その辺の見直しというのはもちろんなされていくものと思われますので、現時点の計画はこういう計画ですので、2割減程度、そこまで落ちないでしょうということの見込みでの計画となっております。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） 渡邊委員。

○24番（渡邊喜一君） その報告先というのは、どこに報告するのですか。この農業委員会の事務局に報告するのですか。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、森君。

○事務局（森 博君） これは許可権者であります千葉県知事になりますので、農業委員会を経て、千葉県知事と言いながらも君津農業事務所がこちらの地域の所管になりますので、君津農業事務所の担当部署に提出することになるかと思えます。

報告の様式が28ページに添付してございまして、営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告ということで、宛てが知事様、農業委員会経由となっておりますので。

○議長（中川喜一郎君） 渡邊委員、いいですか。

○24番（渡邊喜一君） はい。

○議長（中川喜一郎君） ほかにどなたか質疑のある方。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結をいたします。
これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。
採決をいたします。

議案第1号の5及び議案第2号の1について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の1については許可相当と決定いたします。

議案第1号の5については、議案第2号の1が許可となった場合に、あわせて許可書を交付する附帯決議を可決することと決定いたします。

議案第3号 平成26年度第8次農用地利用集積計画承認の件

○議長（中川喜一郎君） 次に、議案第3号 平成26年度第8次農用地利用集積計画承認の件を議題といたしますが、委員本人にかかわる案件がありますので、農業委員会法第24条の規定により議事参加できませんので、審議が終了するまで関係委員の退席を求めます。

〔 番 委員退席 〕

○議長（中川喜一郎君） それでは、議案第3号 平成26年度第8次農用地利用集積計画承認の件を議題といたします。

議案第3号について事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。それでは、議案第3号についてご説明いたします。

今回の申請は利用権の設定が9件で449.2487アールとなっております。個々の内容につきましては、記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

農用地利用集積計画書（案）8ページをお開きいただきたいと思います。今回利用権の設定を受ける方の経営状況等が記載されております。申請面積及び現経営耕地面積は記載のとおりでございますので、概略を説明させていただきます。

さんですが、申請面積は39.75アール、 さんですが、申請面積は25.41アール、
さんですが、申請面積は10.44アール、 さんですが、申請面積は13.1487アール、
さんですが、申請面積は133.20アール、 さんですが、申請面積は46.80アール、
さんですが、申請面積は27.73アール、 さんですが、申請面積は36.16アール、 さ
んですが、申請面積は116.61アールとなっております。

以上でございます。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第3号について、賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号については原案のとおり可決されました。

〔 番 委員着席 〕

報告事項

○議長（中川喜一郎君） 次に、日程第3、報告事項に入ります。

報告第1号ないし報告第2号について事務局に説明を求めます。

森君。

○事務局（森 博君） 事務局、森です。報告第1号についてご報告いたします。

議案 5 ページをごらんください。農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第 11 条第 7 項の規定に基づきまして局長専決にて処理しましたので、報告いたします。

なお、専決処理期間は平成 26 年 10 月 1 日から平成 26 年 10 月 31 日までで、1 件でございます。

引き続き報告第 2 号についてご報告いたします。議案 6 ページ及び 7 ページに掲載しております。農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第 11 条第 7 項の規定に基づき局長専決にて処理しましたので、報告をいたします。

なお、専決処理期間は平成 26 年 10 月 1 日から平成 26 年 10 月 31 日までで、8 件でございます。

報告は以上です。

○議長（中川喜一郎君） 報告は以上のとおりです。

その他

○議長（中川喜一郎君） 次に、日程第 4、その他に入ります。

事務局、何かございますか。

はい、どうぞ。

○事務局（森 博君） 農業委員会におけます審議案件の取り扱いに関しまして、事務局からご提案をさせていただきたいと存じます。

内容といたしましては、さきに決定されました再発防止検討委員会報告書 9 ページ、6 の（2）、課題イの にございます「複数の委員での業者対応」の確立についてでございます。

現在の状況としましては、申請案件ございますと、事務局にて整理の上、議案及び担当委員の一覧として総会の 1 週間前までに皆さんに送付して、担当地区委員さんへは申請者もしくは代理人からの連絡により、担当地区委員お一人で対応していただいております。

この運用を「複数委員での対応」にすることが報告書において取りまとめられておりますので、この運用の実現に向けて事務局から案をご提案させていただきたいと存じます。

各委員にあらかじめ二、三名の補助委員を決めておいていただきまして、担当地区の案件が発生した際に、都合のつく補助委員の同席を求めて複数の委員で対応する運用としてはいかがかということをご提案させていただきたいと存じます。

なお、全ての案件に複数の委員での対応は必要ではなく、転用の用途によっては従来どおりの 1 人での対応とする運用も構わないのではないかと考えます。

具体的に転用の用途での振り分け方法として、専用住宅、農家住宅、農家分家住宅、長屋住宅などの住居系については従来どおりとし、それ以外の用途、例えば建て売り分譲住宅、資材置き場、駐車場、農地造成、太陽光発電施設用地などであり、個別に用途を全て掲げることは難しいのですが、住居系以外のものとするということとしてはいかがかと、ご提案させていただきます。

ちなみにここ数年の転用案件を用途ごとに集計したところ、平成26年度については、現時点までで27件、このうち住居系が10件、住居系以外が17件、25年度については年間で40件、そのうち住居系が23件、住居系以外が17件、24年度については、1年間で32件、このうち住居系が14件、住居系以外が18件となっております、ばらつきはありますが、約半々ぐらいの件数であったかと思われます。

本日はあくまでもご提案ということで、具体的な運用開始に向けては細かな部分を整理する必要がありますけれども、具体の検討に入るに先立ちまして、皆様のご意見をいただければと存じます。

なお、再発防止の報告書の中には、まだほかの検討項目の記載ありますけれども、準備中ということで、またご提案できる状況になりましたらご案内いたしたいと存じます。

この件については以上でございます。

○議長（中川喜一郎君） ただいま森さんのほうから住居案件以外のものについて複数人数での対応、きょうはすぐ結論出さなくていいと思いますが、今の件につきまして何か確認というか、質疑がありましたらお願いします。

はい、どうぞ。

○12番（宮嶋十郎君） 今回の案件なのですけれども、国のほうが農業委員会の改革の中で、現場調査委員をふやすというか、増設する、各1人、その案件とつながっているのですか。

○議長（中川喜一郎君） はい、どうぞ、森君。

○事務局（森 博君） 今宮嶋委員おっしゃられているのは、農業委員を半減して、推進員というのを設けようかという、要は農業委員会の制度自体を改革しようということが、たしか農業新聞にも何回か出ております。それに絡めているかということになりますと、それとは全く別のものとして、従来のこの検討の結果を受けての対応案としてご提案をしているものでございまして、実際の改革については、新聞報道等ございますけれども、まだ施行自体先になろうかと思っておりますので、そこを絡めてのものではございません。

○議長（中川喜一郎君） はい、どうぞ。

○16番（奥野政義君） 16番、奥野です。

そういう方法もあのかなとは思いますが、直近で、きのう私と中川さんとで現地調査したのですけれども、それについて申し上げれば、市のほうから資料が来て、代理人の名前が載っていて、代理人から連絡が来るのかなと思えば、待てど暮らせど来ない。担当が私と中川さんだったので、私のほうから中川さんのほうに、この件について連絡は来ていないけれどもどうなっているのかなという話をして、中川さんのほうからこの総会の2日ぐらい前になって事務局のほうに連絡をし、早速事務局のほうから代理人のほうなり何なりに連絡してくれないかなと言っても、それでもまだ連絡が来ないというような状況もあるというので、やっぱり日にちがながいので、方法はこれもあのかなとは思いますが、その辺の徹底をしないとなかなか調整がつかないのかなというふうに思います。

○議長（中川喜一郎君） はい、どうぞ、森君。

○事務局(森 博君) 今の日程ですと、1週間ぐらい前に自分が案件があるということが把握できると。そこから、たしかこれは前にも奥野委員から言われたことがあると思います。1人で調整大変なのに、もう一人いるとなるともっと大変だよと。期間的なものの制約が大きいよということをご指摘いただいたことを記憶してございます。今の議案をお送りしてから代理人が連絡するですと、本当に1週間ぐらいのうちしかないということになります。これは私どものほうでも対応が必要かなと思うのですが、実際には5日が締め切りになってございますので、5日に締め切った段階でどういう案件があったというのはそこで把握ができますので、それを、今議案をお送りしてから委員さんのところに連絡が来るといような流れになっていますけれども、代理人なり申請人は申請に関する情報を紙だったり、知識だったりありますので、委員さんのところへ直接行っても何とか説明ができるのかなというふうな思いもあります。ですから、5日の締め切りが終わった段階で、受けられるものを受けた段階で、もうそこから委員さんとの日程調整に動けるような流れにできるのであれば、5日から、大体20日が総会ですので、約2週間の時間がございまして、その間でしたら何とか日程調整が可能になるかなというところがあります。今までは何も皆さんのお手元にない中で、代理人から一報が入ると、何だろうというところから不安に思われる部分もあろうかと思っておりますので、お手元に届いてから代理人が連絡をするような仕組みで流れて今まではやってまいりましたけれども、日程の厳しさを解消するためには、事務局から、例えば奥野委員に、今月担当地区で転用の案件があります、具体的には代理人なりからまた説明があろうかと思っておりますので、ご承知おきくださいという一報をお入れするというような流れも一つ方法ではあろうかと思っております。まだちょっと具体的にどうするかというのは、皆さんのご意見をいただきながらという部分もありますので、事務局の対応も変えていくことで実現できるのであればそれは考えてまいりたいと思っています。

○議長(中川喜一郎君) ほかに、今の関係でどなたか確認することございますか。

はい、どうぞ。

○1番(山口忠雄君) 1番、山口です。

私の担当のところでは事案があると、私の事案のときはこの人とこの人とこの人とサブを決めて、その中から都合のつく人を1人ついてもらおうと、そういう考えですか。

○事務局(森 博君) それでもよろしいのかなと。

○議長(中川喜一郎君) あとほかに確認したいことがありましたら。

きょうどうするということではありませんけれども、いろんな考え方があろうかと思いますが、これから先しばらくの間、ちょっと時間を。

どうぞ。

○事務局(森 博君) もし皆さん、ではそういうふうに取り組んでみようかということで受け入れていただけるような状況であれば、今まだ私が話しただけで、なかなかイメージもつきにくいと思いますので、もう少し具体のものをおつくりして、お示しして、その中でさらに具体化を進めていく

というも方法ではあるかと思いますがけれども、まずもってしてそれを取り組んでみようかというところに結びつくのかどうか、その辺をお伺いしたいと。

○議長（中川喜一郎君） きょうは、1回皆さんに投げかけたということで、場合によっては、きょうで決まるわけではないと。

○事務局（森 博君） ですから、もうそれは無理だということであれば、検討を進めてもなかなか実りませんので。

○議長（中川喜一郎君） 多分きょうイエス、ノーにならないし、たまたま2人一緒になって行かれるというか、ぎりぎりで現地確認する場合、あるいは予定していた人が急に用事ができてしまって、1人になるということもこれから先、決定しても出てこようかと思いますがけれども、一歩前に突っ込んだ場合にそういうことができるのであれば、これはまた皆さんよく考えていただいていいと思いますので。この場では決定しなくてもいいと思います。

積田さん何かあったら。

○8番（積田雅美君） ちょっと。誰の補助を誰がやるのだということ、その案を事務局のほうでちょっと考えてもらいたいです。それでこうはどうですかというので、それで調節したほうが見えやすいと思うので、その辺はだから案を、次回で結構ですから配ってもらって、みんなに検討してもらえば。

○事務局（森 博君） 今ほど積田委員のほうからペアの案をつくれということでございますので、そういうご提案いただきましたので、こちらとしてもそれはもちろん考えたいと思います。ただ、その辺ちょっと触れなかったのは、例えば隣の地区の方と組むのも、それも手だと思えますけれども、例えば年齢が近いので、あの人とちょっと話しやすいとか、プライベートで懇意にしているとかというペアのあり方も全くないわけでもないのかなとところがありまして、事務局のほうでは全部を把握しておりませんので、単純に周辺の地区の方と組み合わせるといった方がいいかどうかということもありましたので、具体的な提案まで踏み込んでございませんけれども、一応事務局側で案をとということなので、画一的な部分になってしまうかもしれませんが、案をおつくりすることは可能かと思えますので、次月に向けての調整はしてまいりたいと思います。

○議長（中川喜一郎君） どうぞ。

○12番（宮嶋十郎君） ではちょっと聞くのですけれども、自分が年間に例えば5回出かけて話を聞くとします。グループが例えば3人になった場合、みんなが5回ずつあった場合、年間に一人一人は15回出席するということになるのですよね。それもきちんとおいてもらわないと、みんなは出る数がふえるという意識ないかもしれないし、2人でやるのだったら倍になるわけですよね。そんなに出ていられないよ。そんなの考えていなかったでしょう。

○事務局（森 博君） 1が2になるということは倍になるということですので、それは容易に想像ができることなのですからけれども。

報告書の中で複数委員の対応というところございましたので、実現に向けて、それで何が何でも全部の案件をというのだと件数も膨大になってしまうかなと思いましたが、住居系でしたらそんなに問題をはらむものもないのかなというところがありまして、それはとりあえずよしとしてというところではいかがかということでご提案をさせていただきました。

○議長（中川喜一郎君） よろしいですか。

ほかにどなたかあります。

きょうは、再三言うようだけれども、こういう形にするということで、提案ですから。

この件は終了させていただきます。

ほかに事務局から何か。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） ではここで一応その他のほうの報告事項もないようですので、本日の日程は全て終了いたしました。

閉 会

○議長（中川喜一郎君） これをもちまして、第22回農業委員会総会を閉会といたします。

どうもお疲れさまでした。

午後4時03分 閉会